

# 平成 28 年度第 1 回 中央区入札監視委員会定例会議議事概要 別紙

## 1 報告事項について

### (1) 平成 28 年度入札・契約制度の改善について

工事請負契約に係る前払金の支払限度額の引上げ

資金調達の円滑化により入札に参加しやすい環境整備を図るため、工事請負契約に係る前払金の支払限度額を 1 億円から 3 億円に引き上げた。

総合評価方式における評価対象への現場代理人の追加

建設業における人材育成を促進し、公共事業の品質確保を図るため、現場代理人の職責の重要性を踏まえ、総合評価方式の評価対象に現場代理人としての実績を加えることとした。

「手持ち工事数による入札参加制限基準」の制定及び公表

入札の透明性を一層高めるとともに、事業者が入札参加計画を立てやすくするため、「手持ち工事数による入札参加制限基準」を制定し、公表することとした。

業務委託契約における履行体制把握の対象範囲拡大による個人情報保護の強化

契約金額 500 万円以上の業務委託契約に加え、個人情報の一層適正な安全管理を図るため、個人情報を取り扱う業務委託契約については、契約金額にかかわらず協議書による履行体制の把握を実施することとした。

### (2) 工事入札の不調案件について

平成 27 年度の工事入札 3 件の不調案件について説明した。

### (3) 工事入札の落札率について

平成 20 年度から 27 年度までの 8 年間の落札率を比較し説明した。

### (4) 工事成績について

平成 20 年度から工事成績評定要綱に基づき成績評定を行っており、23 年度から 27 年度までの各年度の平均点を契約種別ごとに説明した。

平成 27 年度は合計 79 件で、平均は 73.9 点であった。(平成 28 年 6 月末日現在)

### (5) 施工能力等審査型総合評価方式における地域貢献等評価点について

平成 27 年度に実施した総合評価方式入札の評価項目のうち、地域貢献評価点及び社会貢献評価点の各項目別取得状況を説明した。

上記報告事項について、質疑を行った。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p><b>(入札・契約制度の改善について)</b></p> <p>・「手持ち工事数による入札参加制限基準」について、議会案件工事は、手持ち工事数の制限はしないということだが、その意図は何か。履行が粗雑になるという心配はないのか。</p> <p><b>(工事入札の落札率について)</b></p> <p>・落札率全体に若干の上昇傾向が見られるが、入札方法の制限等により入札における競争性がなくなっているから上昇しているということはないか。</p>	<p>・手持ち工事数の制限は、工物品質の確保と受注機会の均等を図る目的で行っているが、議会案件工事についてはできるだけ競争性を高めたいため制限していない。議会案件工事は、経営体制がしっかりしており多くの技術者を抱えた業者の参加が見込めるよう入札参加資格の条件を設定しているため、履行が粗雑になるという心配はないと考えている。</p> <p>・実勢価格が上昇しており落札金額も予定価格に近づいている傾向がある。また、全国的に技術者不足という背景があり、本区の入札においても 1 件当たりの参加業者数は少なくなっている傾向が見られる。</p>

<p>(工事成績について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気工事の評価点が、他の工事に比べやや低いようだが、どのように見ているか。</li> </ul> <p>(総合評価方式における地域貢献等評価点について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>女性の社会参画を促すことが社会的な要請になっているが、そういう評価をする制度はないのか。</li> <li>最近の総合評価方式は、価格点で決まる案件がほとんどのようなのだが、通常の入札案件と比較して総合評価方式に基づく工事について、区としてどのような印象を持っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平均的には、65点以上なら良好であるという評価であり、電気工事についても70点を超えているため、本区ではすべての工種について十分な履行が確保されているという認識である。</li> <li>ややそれに近い評価項目としては、仕事と子育ての両立支援等に着目したワーク・ライフ・バランス配慮点というものがある。また、なかなか取組が進まない状況ではあるが、今後もPR等の強化および全般的な目配りに努めていきたい。</li> <li>入札参加資格者の全体のレベルは、着実に上がっており、それが大分浸透し均一化してきた結果、価格点で決まる傾向が出ていると思う。入札参加事業者の全体的なレベルアップにつながるという意味で、総合評価方式自体は価値があると考えている。</li> </ul>
---	--

- 2 平成 27 年度下半期 工事請負契約一覧表について  
事務局が資料「平成 27 年度下半期 工事請負契約一覧表 (契約種別)」について報告した。
- 3 平成 27 年度下半期 指名停止運用状況について  
事務局が資料「平成 27 年度下半期 指名停止運用状況の一覧表」について報告した。
- 4 平成 27 年度下半期 低入札価格調査制度の運用状況について  
事務局が資料「平成 27 年度下半期 低入札価格調査制度の運用状況一覧表」について報告し、質疑を行った。

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場調査により予定価格を設定する際に、企業の努力による標準的な価格の低廉化が実態としてあるにもかかわらず十分反映されていなかったということはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>たまたま今回の工事については、技術力の進歩や部品の進化による価格の低廉化と合致した結果であり、予定価格を算定する上で3者以上の見積もりも徴しており、市場調査は十分に行っているところである。</li> </ul>

- 5 平成 27 年度下半期 工事請負契約抽出案件一覧表について  
当番委員が、6 案件の抽出経緯について説明した。
- 6 平成 27 年度下半期 工事請負契約抽出案件 ~ について  
事務局が資料「平成 27 年度下半期 工事請負契約抽出案件 ~ 」について報告し、質疑を行った。

- (1) 制限付き一般競争入札案件(2件)
  - 橋梁長寿命化修繕工事(采女橋・祝橋)
  - 築地川亀井橋公園バリアフリー化工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>( について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JV工事で発注して不調であったという案件だが、工事のやりにくさがあったのか。</li> <li>・立地的な条件やさまざまな制約等を伴う工事環境を踏まえた予定価格の積算ができていないと結局は入札の参加者が少なくなるという心配がある。多数の入札参加者が、実質的に札を入れるような環境を工夫していただきたい。</li> </ul> <p>( について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ の工事と同様に、この工事も施工場所の公園が首都高速道路の上であり、工事のやりにくさから、応札する価格が合わなかったということはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第二構成員が、工期までの相当期間技術者が拘束されるということに対して、出資比率と照らし合わせ収支を判断した結果、本案件を敬遠したようである。そのためJV結成が困難となったことが、不調の要因ではないかと分析している。</li> <li>・2回に亘る入札不調には、いろいろな要因があると思うが、ご指摘については、今後検討していく必要があると認識している。</li> <li>・ の工事と異なり、交通規制をかけて施工する工事ではないので、場所としての工事のやりにくさはなかったと思う。一部バリアフリー工事のための製作物について多少難しい部分があったかもしれないが、実勢価格に即した積算になっていると考えている。</li> </ul>

(2) 制限付き一般競争入札案件(施工能力等審査型総合評価方式)(1件)

総合スポーツセンター外壁及び防水改修工事

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>( について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の工事に比べてこの工事は、予定価格に対して落札金額が安い。</li> <li>・入札金額が2位の業者の方が、入札金額が1位の業者より価格点が高いのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積もりした時点から材料関連の費用が若干下がったためと考えている。</li> <li>・価格点は、失格基準価格の1.1倍の価格が満点の30点になるように設定しているため、その価格に近い方が高くなる仕組みである。</li> </ul>

(3) 特限付き一般競争入札案件(JV工事総合評価方式)(1件)

中央区立月島第三小学校等複合施設増築及び大規模改修工事(建築工事)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>( について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1者は、予定価格を超過したために辞退し、2者しか応札していない。この工事案件は、多数の入札参加者が実質的に札を入れることができる環境の工夫が必要となる事例の一つと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この工事は、通常増築工事と異なり、特別教室を改良して普通教室に変えるといった、やや複雑な工事であったため参加業者が少なかったと思われる。なお、今年度から前払金の上限額を1億円から3億円に増額し、資金調達の面から大型工事についても入札に参加しやすいような環境を整備する取組もやっているところである。</li> </ul>

(4) 特命随意契約案件(2件)

築地場外市場地区先行営業施設(仮称)建設工事(建築・外構その他工事)  
中央区立豊海運動公園防潮堤整備その他工事(地中障害撤去ほか追加工事)

委員の主な意見・質問等	区の主な回答等
<p>( について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 本体工事と一括して発注すればいいと思うのだが、どうして随意契約が必要となる残工事の部分が出てきてしまうのか。</li><li>・ 随意契約の契約金額についてもしっかりと精査を行い正当な価格になっているということが、抽出案件概要の資料では明確に表現されていない。</li></ul> <p>( について)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ この随意契約の主な工事は、地中障害撤去だと思うが、本体工事施工にあたり当然想定していたはずなので、想定以上の地中障害が出てきたというところの説明を随意契約締結理由書にもっと記載したほうが、より説得力があるのではないか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 外構工事は、予期せぬものもあり本体工事ができ上がってはじめて確定できる内容の部分が多いため、別発注にしているものである。また、本工事には近隣住民からの要望を反映しての工事も含まれている。</li><li>・ 概要資料の体裁を価格の合理性について、内部で適正に審査しているということがきちんとわかるように改めたい。</li><li>・ 今回の工事は、地中障害撤去以外にも、東京都の海岸保全施設の構造基準の見直しが施工途中に行われたことによる防潮堤躯体工事の追加工事も入っている。それらの事情を加味し今後、随意契約締結理由書には、追加がなぜ発生したのかが明確になるよう具体的な事由等を入れるよう工夫していきたい。</li></ul>

7 その他

委員の主な意見・質問等
今回の質疑応答の中で、特に、区長に対して意見具申、勧告すべき不適切な点又は改善すべき点はなかった。